

福井県報

第 2712 号
平成 28 年
3 月 25 日 (金)
火・金曜日 発行
1月1,800円郵送料共

人事委員会規則

※初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(一三)

※初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(一四)

※平成十八年改正給与条例による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則(一五)

※平成二十六年改正給与条例による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則(一六)

※福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(一七)

※福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(一八)

※福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則(一九)

※地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(二〇)

※単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(二一)

※交番、駐在所等の名称、位置および所管区に関する規則の一部を改正す

告示

福井県告示第130号

福井県青少年愛護条例(昭和39年福井県条例第15号)第10条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成に有害な興行として指定したので、同条第2項の規定により公示する。

平成28年3月25日

福井県知事 西川 一誠

指定理由 著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

指定年月日 平成28年3月16日

る規則(二・地域課)……………一〇

目次

告示

○有害な興行の指定(一三〇・県民安全課)……………一

○有害な図書等の指定(一三一・同)……………二

○保安林の指定の予定(一三二・森づくり課)……………二

○保安林の指定施設要件の変更の予定(一三三～一三五・同)……………三

○県営土地改良事業の計画の決定および関係書類の縦覧(一三六、一三七・農村振興課)……………三

○土地改良区の新たな事業の施行の適当の決定および関係書類の縦覧(一三八・同)……………四

○土地改良区の事業計画変更の決定および関係書類の縦覧(一三九・同)……………四

公告

○大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出(二件・商業振興・金融課)……………四

○大規模小売店舗立地法の規定による意見(三件・同)……………五

○土地改良区の役員の退任(丹南農林総合事務所)……………六

○土地改良区の役員の就任(同)……………六

教育委員会告示

○福井県指定文化財の指定(二・生涯学習・文化財課)……………七

公安委員会規則

種別	題名	制作会社、配給会社等名
映画	変態芸術 吸いつく結合	山崎組 <オーピー映画>
映画	汗ばむ美乳妻 夫に背いた屋下がり	城定組 <オーピー映画>
映画	淫欲開花！ 魅惑のラブリハウス	池島組 <オーピー映画>
映画	華魂 幻影	渋谷プロダクション <渋谷プロダクション>
映画	人妻Gスポット たまらない快感	愛染組 <新東宝映画>

福井県告示第131号

福井県青少年愛護条例（昭和39年福井県条例第15号）第11条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成に有害な図書等として指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年3月25日

福井県知事 西川 一誠

指定理由 著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

指定年月日 平成28年3月16日

一般雑誌

図書等名	雑誌番号等	発行所等名
レベル9 vol. 18	ISBN 978-4-8130-4022-4	発行 ミリオンド出版(株) 発売元 (株)大洋図書

雑誌等 (DVD付)

ライゾー 11月号	雑誌19283-11 4910192831152-00648	発行・発売 (株)大洋図書
ウオーA組 4月号	雑誌01889-04 4910018890462-00657	発行所 サン・メディア アレッツ(株)
秘書祭	ISBN 978-4-907990-91-6	発行元 株式会社 トップ・ブーシヤル
G-COLLECTION 4月号	雑誌 05271-4 4910052710467-00648	発行・発売 (株)大洋図書

女のカラダは腰使いで決まる！	ISBN 978-4-907990-69-5	発行元 株式会社 トップ・ブーシヤル
スーパー写真塾 4月号	雑誌15431-04 4910154310466-00722	発行所 株式会社 コアマガジン
STREET SUGAR 4月号	雑誌 04167-04 4910041670468-00694	発行所 サン・メディア アレッツ(株)
いいなり ナマ素人vol. 3	ISBN 978-4-907990-72-5	発行元 株式会社 トップ・ブーシヤル
四十路妻 淫蜜	ISBN 978-4-86425-988-0	発行所 株式会社 グレイソハウス 発売所 株式会社 メディアソフト

福井県告示第132号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年3月25日

福井県知事 西川 一誠

- 保安林子定森林の所在場所
今立郡池田町菅生78字下田ケ谷山6から10まで
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法

・期間および樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第 1 3 3 号

農林水産大臣から、森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 3 3 条の 3 において準用する同法第 2 9 条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第 3 3 条の 3 において準用する同法第 3 0 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 2 8 年 3 月 2 5 日

福井県知事 西川 一誠

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福井市城有町 7 5 字小路山 2 の 2、7 6 字番堂 1 の 1（次の図に示す部分に限る。）

）、1 の 2、2 の 2（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐にかかると伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる

立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を福井県

庁および福井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第 1 3 4 号

農林水産大臣から、森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 3 3 条の 3 において準用する同法第 2 9 条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第 3 3 条の 3 において準用する同法第 3 0 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 2 8 年 3 月 2 5 日

福井県知事 西川 一誠

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

坂井市丸岡町大字未定長畝外参ヶ共有 1 3 字屋敷 1 の 1

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐にかかると伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる

立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法

・期間および樹種
次のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その関係書類を福井県庁および坂井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第 1 3 5 号

農林水産大臣から、森林法（昭和 2 6 年法

律第 2 4 9 号）第 3 3 条の 3 において準用する同法第 2 9 条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第 3 3 条の 3 において準用する同法第 3 0 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 2 8 年 3 月 2 5 日

福井県知事 西川 一誠

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

小浜市上田 9 0 字原谷 2 7 の 1 から 2 7 の 4 まで、2 8、2 9 の 1、2 9 の 2、3

0、3 1、3 2 の 1、3 2 の 3、3 2 の 4、3 3 の 1、3 3 の 2、3 4 から 3 6 まで

、3 7 の 1、3 7 の 2、9 1 字別所谷 1 から 5 まで、6 の 1、6 の 2、7 から 1 1 まで、1 2 の 1、1 2 の 2、1 3 から 1 7 まで、1 8 の 1、1 8 の 2、1 9 の 1、1 9

の 2、2 0 から 2 3 まで、2 5

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐にかかると伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる

立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法

・期間および樹種
次のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その関係書類を福井県庁および小浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第 1 3 6 号

土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 8 7 条第 1 項の規定に基づき、県営土地改良事業（足羽川地区 農業用排水施設（基幹水利施設）ストツクマネジメント）事業）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 5 日以内に福井県知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第 7 項の規定による決定に不服がある者は、同条第 1 0 項の規定に基づき、福井県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成 2 8 年 3 月 2 5 日

福井県知事 西川 一誠

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成 2 8 年 3 月 2 5 日から

平成 2 8 年 4 月 2 2 日まで

3 縦覧に供する場所

福井市役所農林水産部農村整備課

福井県告示第 1 3 7 号

土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 8 7 条第 1 項の規定に基づき、県営土地改良事業（北部丘陵地区 農業用排水施設（基幹水利施設）ストツクマネジメント）事業）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第 6 項の

規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に異議申立てをすることができるとする。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、福井県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成28年3月25日

福井県知事 西川 一誠

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成28年3月25日から

平成28年4月22日まで

3 縦覧に供する場所

あわら市役所経済産業部農林水産課

坂井市役所産業経済部農村整備課

福井県告示第138号

土地改良法(昭和24年法律第195号)

第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、清水土地改良区の新たな事業(農業用排水施設事業)の施行を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この処分について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、福井県知事に異議の申出をすることができるとする。

また、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告としてこの処分の取消の訴えを提起することができる。

平成28年3月25日

福井県知事 西川 一誠

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成28年3月25日から

平成28年4月22日まで

3 縦覧に供する場所

福井市役所農林水産部農村整備課

福井市役所農林水産部農村整備課

福井県告示第139号

土地改良法(昭和24年法律第195号)

第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、主計土地改良区の土地改良事業(維持管理事業)計画の変更を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この処分について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、福井県知事に異議の申出をすることができるとする。

また、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告としてこの処分の取消の訴えを提起することができる。

平成28年3月25日

福井県知事 西川 一誠

1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成28年3月25日から

平成28年4月22日まで

福井市役所農林水産部農村整備課

福井市役所農林水産部農村整備課

福井市役所農林水産部農村整備課

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

平成28年3月25日

福井県知事 西川 一誠

1 大規模小売店舗の名称および所在地

クスリのアオキ教賀南店

福井県敦賀市若葉町2丁目705番

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

株式会社クスリのアオキ

代表取締役 青木 宏憲

石川県白山市松本町2512番地

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および住所ならびに代表者氏名

(変更前)

株式会社クスリのアオキ

代表取締役 青木 保外志

石川県白山市松本町2512番地

(変更後)

株式会社クスリのアオキ

代表取締役 青木 保外志

石川県白山市松本町2512番地

株式会社クスリのアオキ

代表取締役 青木 宏憲

石川県白山市松本町2512番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

株式会社クスリのアオキ

代表取締役 青木 保外志

石川県白山市松本町2512番地

(変更後)

株式会社クスリのアオキ

代表取締役 青木 宏憲

石川県白山市松本町2512番地

本家かまどや

代表者 和田 真也

福井県敦賀市若葉町2丁目705番

4 変更する年月日

(1) 設置者の代表者

平成26年5月21日

(2) 小売業者

株式会社クスリのアオキ

平成26年5月21日

本家かまどや

平成18年11月28日

5 変更する理由

(1) 設置者

人事異動による代表取締役の交代のため

め

(2) 小売業者

株式会社クスリのアオキ

人事異動による代表取締役の交代のため

め

本家かまどや

入店のため

届出のあった日

平成28年2月17日

<p>7 届出の縦覧場所</p>	<p>代表取締役 青木 宏憲 石川県白山市松本町 2 5 1 2 番地</p>	<p>8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯</p>	<p>る騒音発生の未然防止に努めること。 ・店舗周辺の環境保全のため、引き続き環境関係法令を遵守し、周辺住民から、公害に関する要望があった場合は、誠実に対応すること。</p>
<p>(1) 福井市大手 3 丁目 1 7 番 1 号 福井県産業労働部商業振興・金融課</p>	<p>3 変更しようとする事項 (1) 店舗面積の合計 (変更前) 1, 6 5 9 m² (変更後) 1, 7 2 7 m²</p>	<p>(1) 縦覧期間 公告の日から 4 月間 (2) 縦覧できる時間帯 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで</p>	<p>4 聴取した意見の縦覧場所 (1) 福井市大手 3 丁目 1 7 番 1 号 福井県産業労働部商業振興・金融課 (2) 福井市大手 3 丁目 1 0 番 1 号 福井市商工労働部商工振興課</p>
<p>(2) 敦賀市中央町 2 丁目 1 番 1 号 敦賀市産業経済部商工・貿易振興課</p>	<p>(2) 駐車場の位置および収容台数 (変更前) 1 箇所 7 6 台 (変更後) 2 箇所 7 7 台</p>	<p>9 意見書の提出先 福井市大手 3 丁目 1 7 番 1 号 福井県産業労働部商業振興・金融課</p>	<p>5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯 (1) 縦覧期間 公告の日から 1 月間 (2) 縦覧できる時間帯 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで</p>
<p>(3) 敦賀市中央町 1 丁目 7 番 4 2 号 福井県会計局会計課二州会計室</p>	<p>(3) 駐輪場の位置および収容台数 (変更前) 1 箇所 4 5 台 (変更後) 2 箇所 5 3 台</p>	<p>大規模小売店舗立地法 (平成 1 0 年法律第 9 1 号) 第 8 条第 1 項の規定により福井市から意見を聴取したので、同条第 3 項の規定により公告する。 平成 2 8 年 3 月 2 5 日 福井県知事 西川 一誠</p>	<p>大規模小売店舗立地法 (平成 1 0 年法律第 9 1 号) 第 8 条第 1 項の規定により越前市から意見を聴取したので、同条第 3 項の規定により公告する。 平成 2 8 年 3 月 2 5 日 福井県知事 西川 一誠</p>
<p>8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯</p>	<p>(4) 荷さばき施設の位置および面積 (変更前) 1 箇所 7 1. 0 m² (変更後) 2 箇所 8 9. 2 m²</p>	<p>1 大規模小売店舗の名称および所在地 A コーザやしる店 福井市洲 2 丁目 1 7 1 1 番地</p>	<p>1 大規模小売店舗の名称および所在地 武生楽市 福井県越前市横市町 2 8 - 5 - 1</p>
<p>(1) 縦覧期間 公告の日から 4 月間</p>	<p>(4) 変更する年月日 平成 2 8 年 1 0 月 2 8 日</p>	<p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 福井市農業協同組合 代表理事理事長 豊岡 英二 福井市洲 4 丁目 6 0 6 番地</p>	<p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 中部土地開発株式会社 代表取締役社長 坊傳 強 福井県越前市横市町 3 4 - 5</p>
<p>(2) 縦覧できる時間帯 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで</p>	<p>5 変更する理由 店舗の販売品目の増加に伴い、荷さばき施設と廃棄物保管施設の位置および面積、駐車場と駐輪場の位置および収容台数等を変更する。</p>	<p>3 聴取した意見の概要 (1) 環境について ・当該大規模小売店舗については、福井市公害防止条例に基づく「特定工場設置届出」が昭和 5 6 年 4 月付け「くみあいセンターやしる店、代表者寺岡一夫」として届出がなされている。氏名および施設等の変更について届け出ること。 ・営業時間を拡大することにより空調室外機の稼働時間が長くなるため、定期的な点検等を実施し、故障を起因とす</p>	<p>3 聴取した意見の概要 (1) 防犯・災害対策について ・「越前市安全で安心なまちづくり推進条例」に基づき、所有し、または管理</p>
<p>9 意見書の提出先 福井市大手 3 丁目 1 7 番 1 号 福井県産業労働部商業振興・金融課</p>	<p>(5) 廃棄物保管施設の位置および容量 (変更前) 1 箇所 1 7. 0 m³ (変更後) 5 箇所 1 8. 2 m³</p>	<p>1 大規模小売店舗立地法 (平成 1 0 年法律第 9 1 号) 第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により公告する。 なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告の日から 4 月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。</p>	<p>3 聴取した意見の概要 (1) 防犯・災害対策について ・「越前市安全で安心なまちづくり推進条例」に基づき、所有し、または管理</p>
<p>平成 2 8 年 3 月 2 5 日 福井県知事 西川 一誠</p>	<p>6 届出のあった日 平成 2 8 年 2 月 1 7 日</p>	<p>2 大規模小売店舗立地法 (平成 1 0 年法律第 9 1 号) 第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項の規定により公告する。</p>	<p>3 聴取した意見の概要 (1) 防犯・災害対策について ・「越前市安全で安心なまちづくり推進条例」に基づき、所有し、または管理</p>
<p>1 大規模小売店舗の名称および所在地 クスリのアオキ敦賀南店 福井県敦賀市若葉町 2 丁目 7 0 5 番</p>	<p>7 届出の縦覧場所 (1) 福井市大手 3 丁目 1 7 番 1 号 福井県産業労働部商業振興・金融課 (2) 敦賀市中央町 2 丁目 1 番 1 号 敦賀市産業経済部商工・貿易振興課 (3) 敦賀市中央町 1 丁目 7 番 4 2 号 福井県会計局会計課二州会計室</p>	<p>2 大規模小売店舗立地法 (平成 1 0 年法律第 9 1 号) 第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項の規定により公告する。</p>	<p>3 聴取した意見の概要 (1) 防犯・災害対策について ・「越前市安全で安心なまちづくり推進条例」に基づき、所有し、または管理</p>
<p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社クスリのアオキ</p>	<p>(2) 駐車場の位置および収容台数 (変更前) 1 箇所 7 6 台 (変更後) 2 箇所 7 7 台</p>	<p>2 大規模小売店舗立地法 (平成 1 0 年法律第 9 1 号) 第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項の規定により公告する。</p>	<p>3 聴取した意見の概要 (1) 防犯・災害対策について ・「越前市安全で安心なまちづくり推進条例」に基づき、所有し、または管理</p>

する土地建物等の適正管理と防犯対策等に努めること。

- ・国道 8 号、市道第 4 0 9 0 号および主要地方道武生美山線は小中学校の通学路となっているので、車両の通行、出入りに配慮すること。

・特に、登下校時の児童、生徒に配慮するとともに、交通事故防止に努めること。

(2) 騒音・振動対策について

- ・騒音予測報告書によると、夜間最大値の予測結果において一部基準値を超過している。現在周辺には商業施設が立地しているが、今後について周辺における土地利用動向により影響が認められる場合は、速やかに騒音対策を実施すること。

- ・また、荷物等の搬送トラック等からの騒音は、周辺住民に影響を及ぼすおそれがあることから、乗入れ時間帯の調整、ドライバーへの指導等を十分に行うこと。

(3) 廃棄物の減量・リサイクル・公害防止について

- ・事業活動に伴って発生する廃棄物は、自らの責任において分別回収と適正処理に努めるとともに、再生資源として活用するなど、廃棄物の減量化、資源化、再利用の促進を図ること。

(4) 排水・汚水処理・悪臭防止について

汚水処理については、法に基づき十分に管理し水質汚濁の防止に努めること。

(5) その他

- ・公害発生防止に努め、環境公害苦情が寄せられた場合は、誠意をもって対応すること。
- ・越前市景観条例、福井県屋外広告物条

例に基づく協議内容および許可条件を遵守すること。

- ・新たに市道への乗入れを行う際には、「道路工事施工承認申請書」を提出し、承認を受け工事に着手すること。また、構造は T-2.5 対応とすること。

・工事の際は周辺の公共施設（道路舗装等）を破損しないこと。破損した場合は開発者にて復旧すること。

4 聴取した意見の縦覧場所

- (1) 福井市大手 3 丁目 1 7 番 1 号 福井県産業労働部商業振興・金融課
- (2) 越前市府中 1 丁目 1 3 番 7 号 越前市商業・観光振興課

5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

- (1) 縦覧期間 公告の日から 1 月間
- (2) 縦覧できる時間帯 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 8 条第 1 項の規定により福井市から意見を聴取したので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成 2 8 年 3 月 2 5 日

福井県知事 西川 一誠

1 大規模小売店舗の名称および所在地

フレンチタウン福井

福井市西開発 2 丁目 1 0 1 番 1 号 外 6 筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

株式会社平和堂

代表取締役 夏原 平和

滋賀県彦根市小泉町 3 1 番地 3 聴取した意見の概要

(1) 環境について

- ・当該大規模小売店舗については、福井市公害防止条例に基づく「特定工場設置届出」が平成 2 2 年 4 月付け「フレンチタウン福井店」として届出がなされている。小売業者の変更に伴い、届出施設等に変更がある場合は届け出る

4 聴取した意見の縦覧場所

- ・店舗周辺の環境保全のため、引き続き環境関係法令を遵守し、周辺住民から公害に関する要望があった場合には、誠実に対応すること。

5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

- (1) 縦覧期間 公告の日から 1 月間
- (2) 縦覧できる時間帯 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

福井県知事 西川 一誠

平成 2 8 年 3 月 2 5 日

福井県知事 西川 一誠

福井県知事 西川 一誠

福井県知事 西川 一誠

福井県知事 西川 一誠

福井県知事 西川 一誠

福井県知事 西川 一誠

福井県知事 西川 一誠

福井県知事 西川 一誠

福井県知事 西川 一誠

福井県知事 西川 一誠

井波 高博 福井市川島町 330 号 36 番地

山口 研一 福井市川島町 31 号 48 番地

水嶋 和夫 福井市戸口町 20 号 29 番地

藪下 勝成 福井市乙坂今北町 12 号 44 番地

福島 定己 福井市吉谷町 48 号 46 番地

大西 秀一 福井市中野町 174 号 7 番地

田中匡四郎 福井市落井町 26 号 20 番地

赤橋 勝一 福井市上戸町 27 号 6 番地

中村 嘉美 福井市中戸町 18 号 19 番地

玉邑 敬一 福井市藤部町 1 号 14 番地

齋藤 一己 福井市中野町 10 号 32 番地

近藤 章六 福井市中野町 17 号 25 番地

山田 正 福井市中野町 33 号 19 番地

飛田 實 福井市中野町 57 号 10 番地

飯田 徳夫 福井市中野町 39 号 30 番地

八田 達雄 福井市中野町 108 号 16 番地

奥村 正孝 福井市中野町 23 号 1 番地 2

堀 克行 福井市中野町 177 号 33 番地

大谷 修一 福井市橋立町 4 号 73 番地

齊藤 和美 福井市川島町 25 号 43 番地

嶋川 和七 福井市松成町 4 号 19 番地 1

荻野 三郎 福井市藤部町 2 号 19 番地 1

松本 正 福井市戸口町 38 号 3 番地

福井県知事 西川 一誠

福井県知事 西川 一誠

福井県知事 西川 一誠

福井県知事 西川 一誠

福井県知事 西川 一誠

福井県知事 西川 一誠

福井県知事 西川 一誠

福井県知事 西川 一誠

福井県知事 西川 一誠

福井県知事 西川 一誠

福井県知事 西川 一誠

福井県知事 西川 一誠

福井県知事 西川 一誠

福井県知事 西川 一誠

福井県知事 西川 一誠

福井県知事 西川 一誠

〃	山岸 長穰	鯖江市乙坂今北町6号5番地1
〃	岸下 幸夫	鯖江市吉谷町46号11番地
〃	大西 信一	鯖江市松成町4号34番地
〃	田中匡四郎	鯖江市落井町26号20番地
〃	野邊 寛幸	鯖江市上戸口町24号4番地
〃	中村 嘉美	鯖江市中戸口町18号19番地
〃	荻野 三郎	鯖江市磯智町2号19番地1
〃	齋藤 一己	鯖江市中野町10号32番地
〃	近藤 章六	鯖江市中野町17号25番地
〃	山田 正	鯖江市中野町35号19番地
〃	辻本 正	鯖江市中野町58号38番地1
〃	飯田 徳夫	鯖江市中野町39号30番地
〃	八田 達雄	鯖江市中野町108号16番地
〃	平池 岩男	鯖江市中野町22号20-1番地
〃	堀 克行	鯖江市中野町177号33番地
監事	瀬戸川城将	鯖江市舟枝町5号3番地
〃	定政 秀伸	鯖江市戸口町28号14番地1
〃	嶋川 和七	鯖江市松成町4号19番地1
〃	赤橋 勝一	鯖江市上戸口町27号6番地
〃	山田 進	鯖江市中野町28号25番地

教育委員会告示

福井県教育委員会告示第2号

福井県文化財保護条例(昭和34年福井県条例第39号)第4条第1項および第4.3条第1項の規定に基づき、次の文化財を福井県指定文化財に指定するので、同条例第4条第4項および第4.3条第2項の規定により告示する。

平成28年3月25日

福井県教育委員会

有形文化財の指定 7件

種別	名称	所在地	所有者
----	----	-----	-----

建造物	天満神社本殿・石の間・拝殿		敦賀市栄新町1-6	宗教法入天満神社
	新保春日神社本殿		坂井市三国町新保18-16	宗教法入春日神社
絵画	絹本着色放光菩薩像		敦賀市原13-7	宗教法入西福寺
	紙本金地著色千鳥図六曲屏風 (越前市武生公会堂記念館)		越前市蓬萊町8-8 (越前市武生公会堂記念館)	宗教法入藤匠神社
工芸品	紙本着色本多吉松丸像		越前市京町2-1-8	宗教法入正覚寺
	黒漆塗八角神輿		越前市杉飯町21-33	宗教法入八幡神社
考古資料	向山1号墳出土品		若狭町市場20-17	若狭町

史跡・名勝・天然記念物の指定 1件

種別	名称	所在地	所有者
名勝	平野氏庭園	勝山市野向町深谷26-28	平野勝康

人事委員会規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月二十五日

福井県人事委員会

委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第十三号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則

(昭和四十四年福井県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中第十一号を第十二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 降号 職員の号給を同一の職務の級の

下位の号給に変更するをいう。

第三条を次のように改める。

(級別標準職務)

第三条 給与条別表第五の三イの表、ホの表、トの表、チの表およびリの表において「主査級に属する職」等とは、職員の任用に関する規則(昭和五十七年福井県人事委員会規則第六号)別表第一警察官以外の職員の職の職級の部主査級の項第二号に掲げる職等をいう。

2 給与条別表第五の三口の表において「主任級に属する職」等とは、職員の任用に関する規則別表第一警察官の職の職級の部主任級の項に掲げる職等をいう。

第十二条第一項中「第二十四条第一項」の下に「もしくは第二項」を加える。

第二十三条第四項を次のように改める。

4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させる場合において、第一項の規定により決定される号給が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前三項の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、その者の号給を決定することができる。

第二十四条第一項を次のように改める。

職員を降格させた場合におけるその者の号給は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

- 一 降格した日の前日に受けていた号給が別表第七に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定められている場合 当該号給に対応する同表の昇格の日の前日に受けていた号給欄に掲げる号給(当該掲げる号給が二以上あるときは、最も上位の号給)
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 降格した日にその者が属する職務の級の最高の

号給

第二十四条第四項中「当該降格後の号給に關しては」を「第二項の規定の適用については」に改め、「として第一項の規定を適用するもの」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

第二十四条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の者の同項の規定により決定される号給の額がその者が降号したとしたならば

第四十二条の二の規定により決定されることとなる号給(以下「降号仮定号給」という。)の額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、その者の号給は、降号仮定号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の号給)とする。

第三十四条の見出しを「(昇給日等)」に改め、同条中「第四条第五項」の下に「の規定により昇給を行う同項」を、「。」の下に「とし、昇給日前における同項の人事委員会規則で定める日は、人事委員会の承認を得て任命権者が定める日」を加える。

第四十二条の次に次の一条を加える。

(降号)

第四十二条の二 給与条別表第四の二第三項の規定により職員を降号させる場合におけるその者の号給は、降号した日の前日に受けていた号給より二号給下位の号給(当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合に

あつては、当該最低の号給)とする。

別表第一を次のように改める。

別表第一 削除

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月二十五日

福井県人事委員会

委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第十四号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成二十四年福井県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の見出しおよび項番号を削る。

附則別表を削る。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

平成十八年改正給与条別表による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月二十五日

福井県人事委員会

委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第十五号

平成十八年改正給与条別表による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の

一部を改正する規則

平成十八年改正給与条別表による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則(平成十八年福井県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中第四号を削り、第五号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 降号 職員の号給を同一の職務の級の下の号給に変更するをいう。

第三条第二号中「基準級より下位の職務の級に」を削り、同条中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 降号をした職員

第四条第一項第二号を次のように改める。

二 降号をした場合(第五号に掲げる場合を除く。)または降号をした場合 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額(基準日において減額改定対象職員である者にあつては当該給料月額に相当する額に百分の九十九・〇七を乗じて得た額とし、基準日において減額改定対象職員以外の職員である者(基準日において医療職給料表(一)の適用を受ける職員である者を除く。)にあつては当該給料月額に相当する額に百分の九十九・三四を乗じて得た額とし、それらの額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)から、降格または降号をした日の前日に受けていた号給に対応する給料月額と降格または降号後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額(降格または降号を二回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額)を減じた額

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十六年改正給与条例による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月二十五日

福井県人事委員会

委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第十六号

平成二十六年改正給与条例による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

平成二十六年改正給与条例による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成二十七年福井県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条中第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 切替日以降に降号（職員の号給を同一の職務の級の下の号給に変更すること）をいう。次条第一項第二号において同じ。

（ ）をした職員

第三条第一項第二号中「除く。」の下に「または降号をした場合」を、「当該降格」および「（降格）」の下に「または降号」を加える。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月二十五日

福井県人事委員会

委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第十七号

福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例施行規則（平成十四年福井県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。
（号給の決定）

第三条 第一号任期付研究員（条例第五条第一項に規定する第一号任期付研究員をいう。第五条において同じ。）の同項の給料表の号給を条例第五条第三項の規定により決定する場合において、二号給以上の号給に決定するときは、あらかじめ人事委員会の承認を得なければならない。

2 第二号任期付研究員（条例第五条第二項に規定する第二号任期付研究員をいう。）の同項の給料表の号給を同条第四項の規定により決定する場合において、三号給に決定するときは、あらかじめ人事委員会の承認を得なければならない。

第四条第一項中「第五条第五項」を「第五条第六項」に、「または第四項」を「第四項または第五項」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月二十五日

福井県人事委員会

委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第十八号

福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例施行規則（平成十五年福井県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。
第二条 削除

第三条第一項中「認められる特定任期付職員」の下に「（条例第七条第一項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。）」を加える。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十八年三月二十五日

福井県人事委員会

委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第十九号

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則（昭和三十二年福井県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第十項中「六月に支給する場合においては百分の百五十」を「百分の百六十」に、「百分の百九十」を「百分の二百」に、「百分の七十」を「百分の七十五」に、「百分の九十」を「百分の九十五」に改め、「十二月に支給する場合においては百分の百七十（特定幹部職員にあつては百分の二百十

、地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項または第二十八条の六第一項もしくは第二項の規定により採用された職員にあつては百分の八十（特定幹部職員にあつては百分の百）以下」を削る。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月二十五日

福井県人事委員会

委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第二十号

地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

地域手当の支給に関する規則（平成十八年福井県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「別表に掲げる地域とする」を「一般職の国家公務員の地域手当の支給地域の例による」に改める。

第三条中「別表に定めるとおりとする」を「一般職の国家公務員の地域手当の級地の例による」に改める。

附則第三項中「附則別表のとおり」を「次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じ、当該各号に定める割合」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 一級地 百分の二十
- 二 二級地 百分の十六
- 三 三級地 百分の十五
- 四 四級地 百分の十二
- 五 五級地 百分の十
- 六 六級地 百分の六
- 七 七級地 百分の三

附則第四項中「百分の十五・五」を「百分の十六」に改める。

附則別表を削る。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月二十五日

福井県人事委員会

委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第二十一号

単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当の支給に関する規則（平成二十八年福井県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第一号中「六千円」を「八千円」に改め、同項第二号中「一万三千円」を「一万六千円」に改め、同項第三号中「二万円」を「二万四千円」に改め、同項第四号中「二万六千円」を「三万二千円」に改め、同項第五号中「三万三千円」を「四万円」に改め、同項第六号中「三万八千円」を「四万六千円」に改め、同項第七号中「四万三千円」を「五万二千円」に改め、同項第八号中「四万八千円」を「五万八千円」に改め、同項第九号中「五万三千円」を「六万四千円」に改め、同項第十号中「五万八千円」を「七万円」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

公安委員会規則

交番、駐在所等の名称、位置および所管区に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月二十五日

福井県公安委員会

委員長 菱川 健治

福井県公安委員会規則第二号

交番、駐在所等の名称、位置および所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所等の名称、位置および所管区に関する規則（昭和五十四年福井県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一号の表同越前警察署の部国高交番の項位置の欄中「〃村国三丁目」を「〃長土呂町」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十八年三月二十五日印
平成二十八年三月二十五日発

刷行

発行人 千九一〇一八五八〇
印刷人 千九一〇一〇八五八

福井県福井市大手三丁目十七番一号

福井県
福井市
福井県福井市寄一丁目十五一二十七
（株）竹下印刷所

☎三三三二番